

大津市事業系ごみ

減量・適正処理 ガイドブック



大津市環境部廃棄物減量推進課

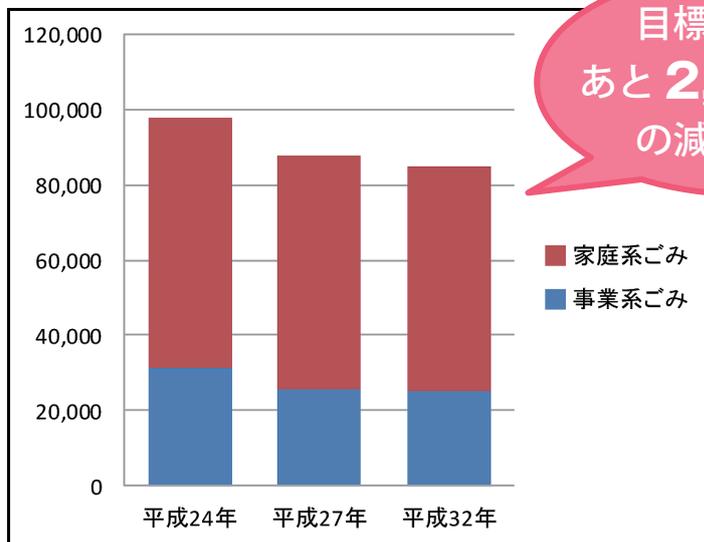
はじめに

大津市では、ごみ処理施設の老朽化や環境保全及び財政面からごみの減量が急務となり、平成25年9月に策定した「ごみ減量実施プラン」に基づく施策の展開により約1万トンのごみ減量を達成しました。

そして、平成27年度には「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 後期計画」を策定し、平成32年度までに更に2,600トンのごみ減量を進める目標を掲げています。

この目標を達成するには、排出者である市民の皆様、事業者の皆様のご協力が必要です。また、廃棄物処理法により排出事業者責任が定められている事業者の皆様には、ごみの減量とあわせて廃棄物の適正処理についても格段のご配慮が欠かせません。

環境にやさしい事業活動のために本ガイドブックをご活用いただきますようお願いいたします。



目標達成には
あと2,600トン
の減量が必要

事業者の皆様
ごみの減量・リサイクルと
適正処理へのご協力を
よろしくお願いします。



もくじ

■ 事業系ごみとは？	P 2
■ 事業系ごみの基本的なルール	P 2
■ 事業系ごみの分け方	P 3
■ 事業系ごみ処理の流れ	P 6
■ 事業系一般廃棄物の処理	P 7
■ 処理手数量と搬入施設	P 10
■ 事業系一般廃棄物管理票（マニフェスト）	P 11
■ 減量とリサイクルにご協力を	P 13
■ 事業用大規模建築物の所有者等の皆様へ	P 16
■ 一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧	P 17
■ 事業系ごみの適正処理・減量チェックシート	P 18

「事業系ごみ」とは？

「事業系ごみ」とは、家庭生活から出るごみ以外のごみを指します。

例) 事務所、店舗、工場、病院、学校、福祉施設、保育園、官公庁、各種団体、農業に伴うごみ、
保養所、自治会活動から出るごみ、マンションの管理行為によって出るごみ など

排出事業者となる皆様には、以下の3つの責任があります。

- ▶ 自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- ▶ 再生利用等を積極的に行うことにより、減量に努めなければなりません。
- ▶ 国や県及び市の施策に協力しなければなりません。

このガイドブックは、この3つの責任に沿って、事業系ごみの分別と一般廃棄物の処理について解説しています。ごみの適正処理、減量、リサイクルへのご協力をお願いします。

事業系ごみの基本的なルール

① 分別してください P3～P5をご覧ください

事業系ごみは、産業廃棄物と一般廃棄物に分かれますので種類ごとに分別してください。

家庭ごみの分別とは
違います！



② 分別したごみは、「自己処理」してください P6をご覧ください

「自己処理」の方法

排出事業者が、民間の収集運搬業許可業者に収集を委託

※ただし、一般廃棄物は市の処理施設へ直接持ち込むこともできます。



事業系ごみは、家庭ごみの集積所へ排出することはできません。



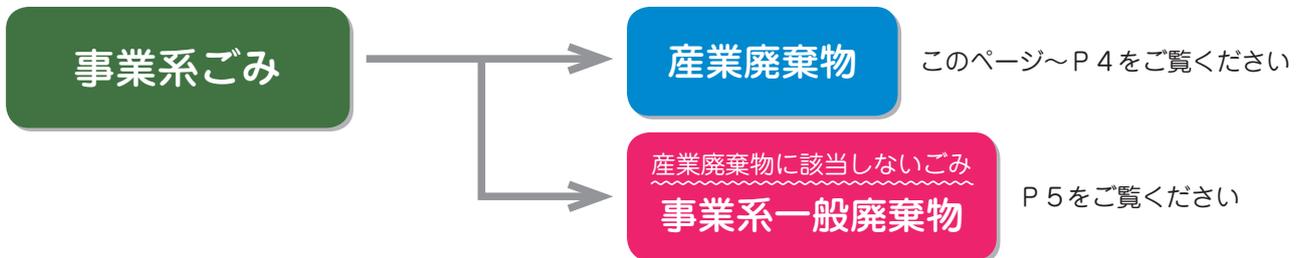
※少量であっても家庭ごみ集積所に排出することはできません。

※事業所と住居が同じ建物の場合は、事業系ごみと家庭ごみを区別してください。

事業系ごみの分け方

事業系ごみは、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分類されます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「産業廃棄物（20品目）」を規定し、それ以外を「一般廃棄物」と定めています。



<産業廃棄物の種類>

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰等
	② 汚泥	下水汚泥、不良セメント、建設汚泥等
	③ 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、溶剤、ワックス等
	④ 廃酸	硫酸、塩酸などの酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	廃ソーダ液などのアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	古鉄、スクラップ、くず鉄等
	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製造過程等で生じるコンクリートくず、廃石膏ボード、陶磁器くず等
	⑩ 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他
	⑫ ばいじん	ダスト類、粉じん
特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	⑭ 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等 ※パレットは業種に関係なく全て産業廃棄物です。
	⑮ 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	⑯ 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
⑳	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）	

<主な産業廃棄物>

廃プラスチック類

- 食品トレイ
- お菓子やパンの袋
- パック、カップ類
- 発泡スチロール
- PPバンド
- ペットボトル
- クリアファイル
- 廃タイヤ
- 農業用ビニール 等



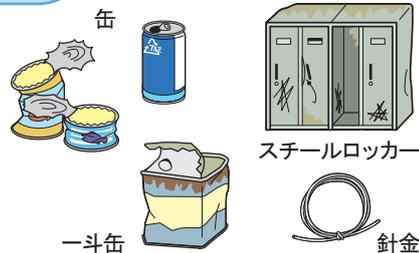
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

- びん
- ガラス製、陶器製食器
- 鏡
- 瓦 等



金属くず

- 缶
- 一斗缶、ドラム缶
- 事務机（金属製）
- スチールロッカー
- フライパン、鍋 等



複数の素材でできたもの

- コピー機、FAX機
- 蛍光灯
- 乾電池
- 自転車
- 小型家電製品 等



ご注意ください！

従業員が飲食したごみも、事業所で集めて処理する場合は、事業系ごみです。



家庭ごみ集積所へ排出することは禁止されています。

<処理方法>

産業廃棄物として

許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託してください。

- 産業廃棄物処理業者と書面契約しなければなりません。
- 産業廃棄物の引渡しの際には、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付し、管理する必要があります。



産業廃棄物の処理については、

一般社団法人 滋賀県産業廃棄物協会 にお問合せください

お問合せ先：

大津市梅林一丁目3番30号 こうぜんビル2階
電話 077-521-2550

<主な事業系一般廃棄物（産業廃棄物に該当しないごみ）>

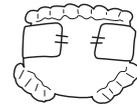
生ごみ

- 食品の食べ残し
- 売れ残り
- 調理くず 等



紙くず

- ティッシュペーパー
- 新聞、雑誌、ダンボール
- OA用紙、シュレッダー
- 紙おむつ 等



紙おむつ



包装紙



新聞紙、チラシ

木くず

- 割り箸
- 木製家具
- 刈り草、剪定枝 等



木製家具



剪定枝



割り箸

繊維くず

- ウエス
- 作業着（合成繊維除く）
- 布団（合成繊維除く） 等



作業着など



布団

特定の事業活動に伴うごみではありませんか？

上記に該当するごみでも、排出状況によって「産業廃棄物」となる場合があります。
（詳しくは、P 3の表 ⑬～⑰をご確認ください。）

<処理方法>

1) 事業系一般廃棄物を大きく3種類に分ける。

- ◇ 可燃ごみ 長さ 40 cm未満で、透明袋に入るごみ
- ◇ 大型ごみ 長さ 40 cm以上で、透明袋に入らないごみ
- ◇ 刈り草・剪定枝



2) 市の処理施設に持ち込む。

- 許可を受けた大津市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する。
- 排出事業者が直接持ち込む。

事業系ごみ処理の流れ

事業系ごみ

産業廃棄物

事業系一般廃棄物

許可を受けた産業廃棄物処理業者に **委託**

お問合せ先：

一般社団法人 滋賀県産業廃棄物協会
 大津市梅林一丁目3番30号
 こうぜんビル2階
 電話 077-521-2550

可燃ごみ

大型ごみ

刈り草・剪定枝

総重量 8 t 未満の車両を使用

- ・事前手続き不要（申出書不要）
- ・ごみは、長さ 40 cm 未満に
- ・透明袋使用

- ・搬入前日までに申出書提出
- ・1日1回5点まで

- ・搬入1週間前までに事前相談の上、申出書提出
- ・搬入施設や受入量に制限あり

委託

自己搬入

委託

自己搬入

委託

自己搬入

マニフェスト交付
 (排出事業者→委託業者)

1回の搬入が 200kg 以上 の場合、
 マニフェスト提出 (排出事業者→搬入施設)

申出書（用紙）は、
 廃棄物減量推進課窓口にあります

申出書提出先

大津市環境部廃棄物減量推進課
 大津市御陵町3番1号(新館3階)
 電話 077-528-2802

事業系一般廃棄物の処理

大津市では、事業系一般廃棄物（生ごみ、木くず、紙くず、繊維くず）の処理方法を大きく3つに分けて、案内しています。

可燃ごみ

- ◇ ごみは、袋に入るサイズ（長さ 40 cm 未満）にして透明袋に入れてください。
- ◇ 重量制限なし
- ◇ 総重量 8 t 未満の車両を使用してください。

一般廃棄物以外のごみが混ざっていないかどうか等を確認するために透明袋に統一しています。

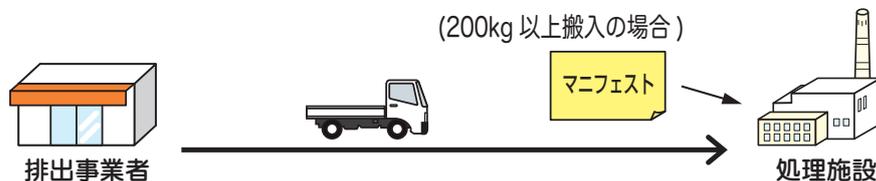
家庭用の指定ごみ袋ではなく、市販の透明袋を使用してください。



搬入方法

1) 自己で搬入

- 事前の手続きは不要です。
(搬入時に施設で事業系ごみであることを伝え、手続きしてください。)
- **1回の搬入が 200 kg 以上の場合、マニフェストが必要です。**
→施設の受付で提出してください。



2) 許可を受けた大津市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託

- 事前の手続きは不要です。
- **収集運搬の依頼時に、マニフェストが必要です。**
→委託した収集運搬業者へ渡してください。

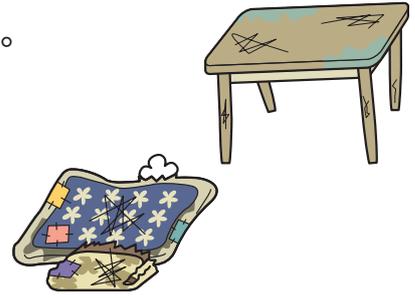


その紙ごみリサイクルできませんか？

紙ごみは、資源として古紙問屋等に引き取ってもらうことでリサイクルされ、ごみの減量につながります。
紙ごみのリサイクルについてはP 13をご覧ください。

大型ごみ

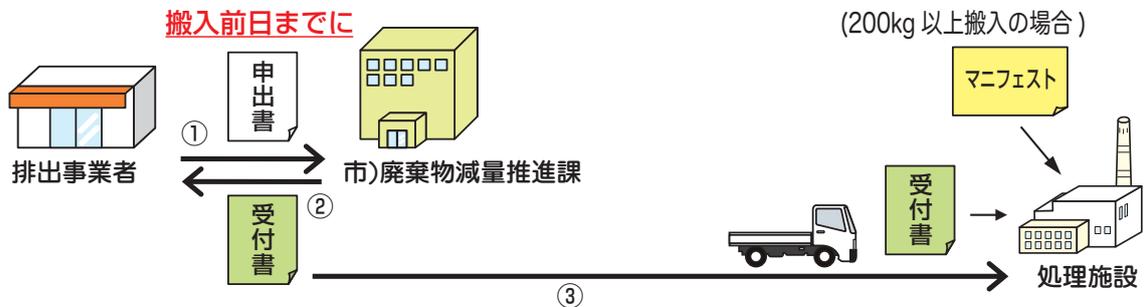
- ◇ 木製のごみ、布製（合成繊維除く）のごみに限ります。
- ◇ 搬入は、1日1回5点まで
- ◇ 総重量8 t 未満の車両を使用してください。



搬入方法

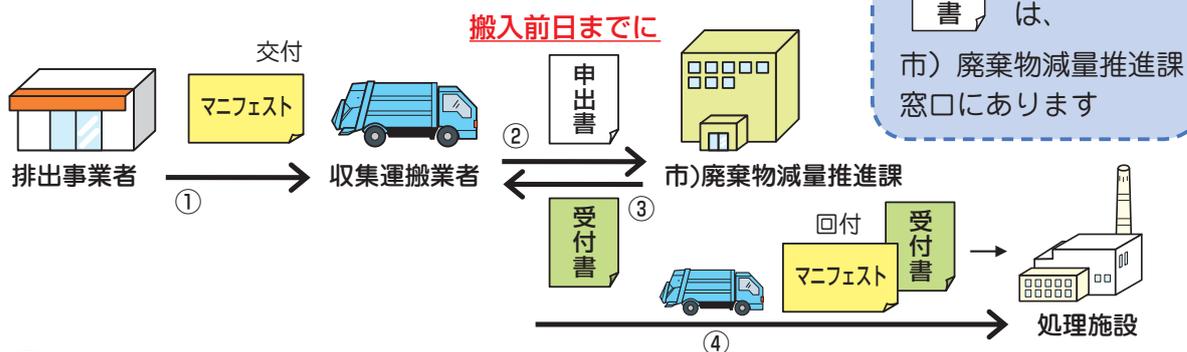
1) 自己で搬入

- 搬入前日までに大津市廃棄物減量推進課窓口での手続きが必要です。申出書（印鑑不要）を記入・提出し、受付書を受取ってください。
- **1回の搬入が200 kg以上の場合、マニフェストが必要です。**
→施設の受付で、受付書と一緒に提出してください。



2) 許可を受けた大津市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託

- 委託を受けた収集運搬業者は、搬入前日までに大津市廃棄物減量推進課窓口での手続きが必要です。申出書（印鑑不要）を記入・提出し、受付書を受取ってください。
- **排出事業者は、収集運搬の依頼時にマニフェストが必要です。**
→委託した収集運搬業者へ渡してください。



申出書は、市) 廃棄物減量推進課 窓口にあります



収集運搬業者は、どこに頼めばいいの？



大津市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧（P17）をご覧ください。
また、最新の情報は大津市HPに掲載しています。
収集料金や条件は各社異なりますので、事前にご確認の上契約してください。

大津市 一般廃棄物収集運搬業許可業者

検索

刈り草・剪定枝

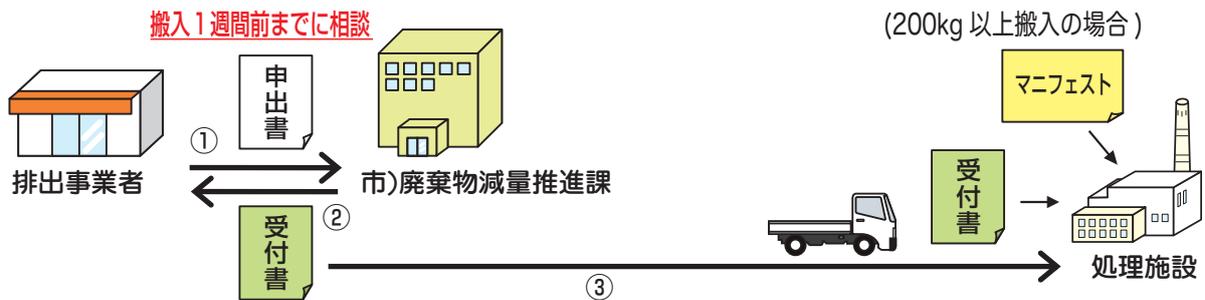
- ◇ 搬入1週間前までに事前相談（搬入施設、搬入日、搬入量等）が必要です。
- ◇ 1日の受け入れ制限あり
- ◇ 総重量8 t未滿の車両を使用してください。
- ◇ 焼却処理の場合、サイズを幹の太さ5 cm未滿、長さ40 cm未滿にしてください。



搬入方法

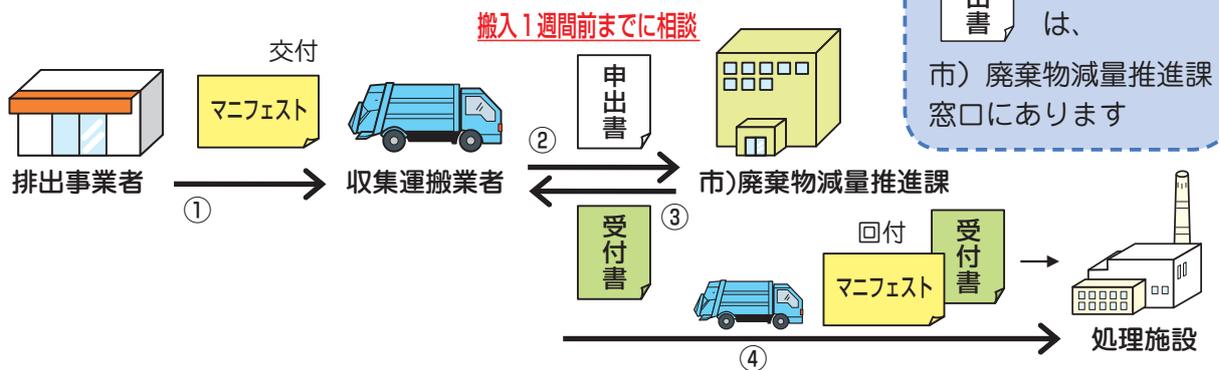
1) 自己で搬入

- 搬入1週間前までに事前相談の上、大津市廃棄物減量推進課窓口での手続きが必要です。申出書（印鑑不要）を記入・提出し、受付書を受取ってください。
- **1回の搬入が200 kg以上の場合、マニフェストが必要です。**
→施設の受付で、受付書と一緒に提出してください。



2) 許可を受けた大津市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託

- 委託を受けた収集運搬業者は、搬入1週間前までに事前相談の上、大津市廃棄物減量推進課窓口での手続きが必要です。申出書（印鑑不要）を記入・提出し、受付書を受取ってください。
- **排出事業者は、収集運搬の依頼時にマニフェストが必要です。**
→委託した収集運搬業者へ渡してください。



マニフェストの記入方法は、P 11～P 12をご覧ください。

刈り草・剪定枝は、実際に刈った人が「排出者」です。

依頼人（刈った土地の所有者または管理者等）ではありません。



処理手数料と搬入施設

事業系一般廃棄物

10kg までごとに180円（税別）

＜一般廃棄物搬入施設＞ ※ 排出場所によって、搬入施設が異なります。

疏水より北部地域

北部クリーンセンター

大津市伊香立北在地町 272 番地

搬入できる時間

午前 9:00～正午
午後 0:45～4:00

搬入できる日

月曜～土曜
※祝日を除く
(土曜は午前 9:00～正午まで)



- 可燃ごみ、大型ごみ、刈り草・剪定枝(焼却)

疏水より南部地域

環境美化センター

大津市膳所上別保町 785 番地の 1

搬入できる時間

午前 9:00～正午
午後 0:45～4:00

搬入できる日

月曜～土曜
※祝日を除く
(土曜は午前 9:00～正午まで)



- 可燃ごみ、刈り草・剪定枝(焼却)

全地域

大田廃棄物最終処分場

大津市大石曾東町字大田 1092

搬入できる時間

午前 9:00～正午
午後 0:45～4:00

搬入できる日

月曜～金曜
※祝日を除く



- 刈り草・剪定枝(堆肥化)

大津クリーンセンター

大津市大石中 六丁目 5-1

搬入できる時間

午前 9:00～正午
午後 0:45～4:00

搬入できる日

月曜～土曜
※祝日を除く
(土曜は午前 9:00～正午まで)



- 大型ごみ

併せ産業廃棄物

市では、**原則として産業廃棄物を受入れません**が、分離分別が困難で市長が一般廃棄物と併せて処理することが必要と認めたものに限り「併せ産業廃棄物」として市の処理施設で受け入れます。

市処理施設の機能に支障が生じない範囲での受け入れとなるため、**事前に大津市廃棄物減量推進課との協議が必要**です。

併せ産業廃棄物 処理手数料 10kg までごとに230円（税別）

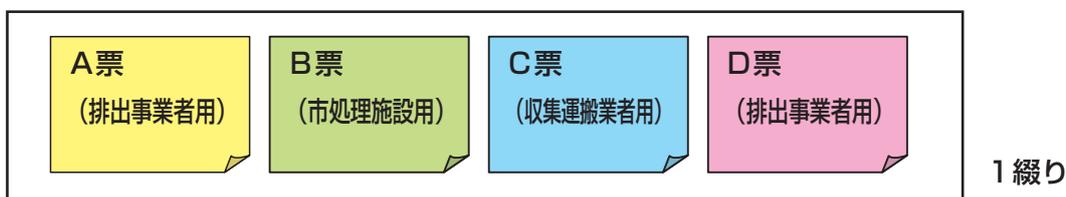
事業系一般廃棄物管理票(マニフェスト)

事業系一般廃棄物管理票(マニフェスト)は、廃棄物が適正に処理されたことを証明する大切な書類です。大津市では、産業廃棄物だけでなく、事業系一般廃棄物についてもマニフェストによって管理することを条例で定めています。

マニフェストが必要な排出事業者

- 1) 自己搬入で1回あたり200kg以上の排出事業者
- 2) 大津市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する排出事業者

マニフェストは、4枚を1綴りとしています。



マニフェストは、大津市で販売していません。
大津市HPから様式をダウンロードして使用することも可能です。

大津市 事業系一般廃棄物管理票

検索

マニフェストの流れ

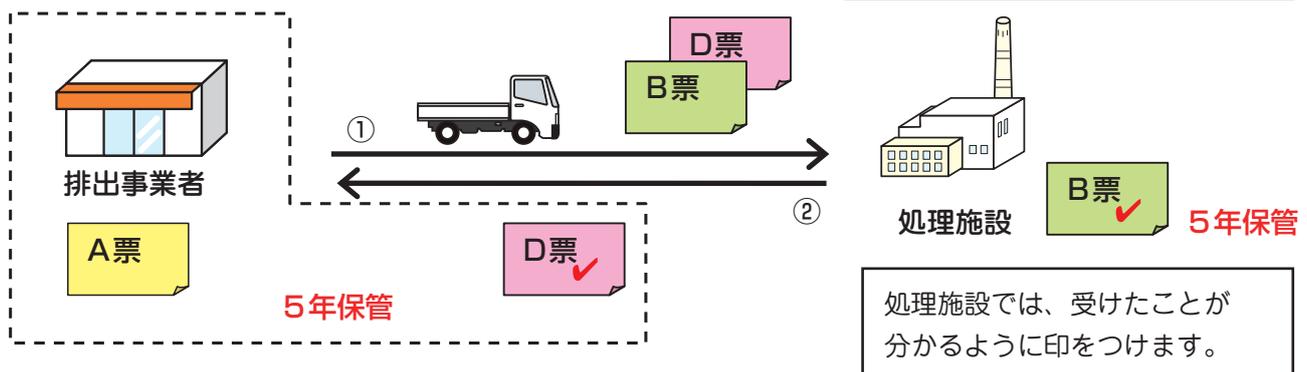
1つのマニフェストをそれぞれが保管することにより、排出事業者は、廃棄物を排出してから処理されるまでの流れを確認することができます。

1) 自己搬入

A票 B票 D票 に同じ内容を記載します。

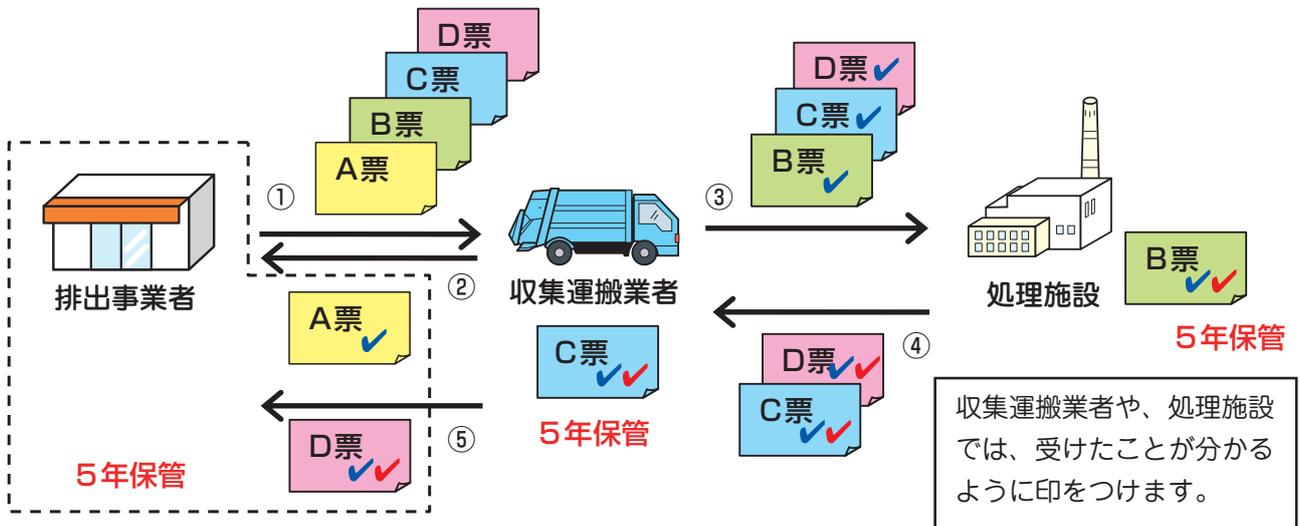
C票 は不要

※ 収集運搬業者に依頼する場合のみ必要です。



2) 大津市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託

A票 B票 C票 D票 に同じ内容を記載します。



マニフェスト記入例

大津市 事業系一般廃棄物管理票(A票) (排出者用)

排出事業者記入

許可業者が廃棄物を受取った際に、受領印を押す。

許可業者記入

作成年月日	平成 年 月 日	発行番号()	
排出事業者	臨時(200kg以上)	事業系一般廃棄物種類・量(kg)	受領印(許可業者)
〒		全体量	
住所			
事業者名	TEL ()	1 食品残渣	kg
排出場所住所		2 木くず	kg
排出場所名称		3 剪定枝刈草	kg
(ビル名)		4 紙くず	kg
		5 繊維くず	kg
		6 大型ごみ	kg
		7 ()	kg
		8 ()	kg
		9 ()	kg
		10 ()	kg
伝票作成者(廃棄物管理者)	所属氏名 TEL ()	収集・運搬業者	業者許可番号 許
		住所 〒	車両番号 / 社目
		事業者名	承認車両重量 累計
		運転者名 TEL ()	車種 ダンプ・平ボディ・パッカー・コンテナ・その他 トン

排出事業者は、委託した収集運搬業者にマニフェストを交付した日から1か月以内にD票が返送されないとき、または廃棄物が不適正に処理されたおそれがあると認めるときは、当該収集運搬業者に対し必要な確認を行う等適切な措置を取るとともに、事業系一般廃棄物管理票未回付等報告書により、速やかに市長に報告しなければなりません。

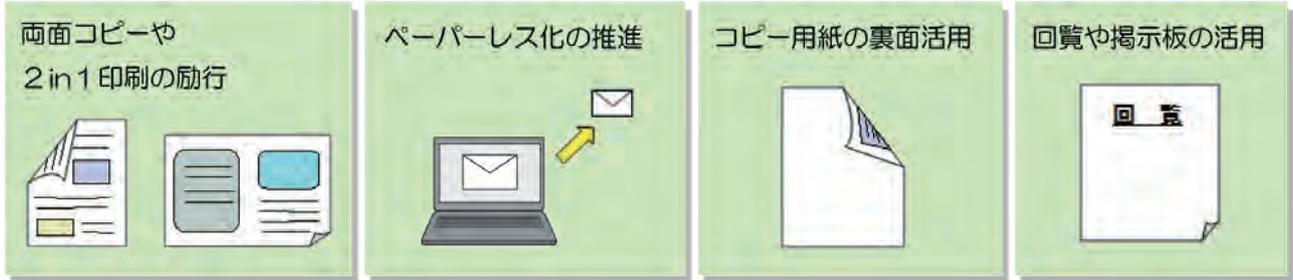


減量とリサイクルにご協力を

古紙



まずは発生抑制



分別してリサイクル

分別することによって、資源として古紙問屋等に引き取ってもらうこともできます。古紙の引渡し方法については、下記の業者へ直接お問合せください。



平成28年度 大津市指定資源物回収業者一覧

連番	社名	郵便番号	住所	連絡先
1	(株)日映志賀	520-0514	大津市木戸1178	592-1061
2	村山商店	520-0526	大津市和邇中722	594-1779
3	(株)タケハラ	520-0232	大津市真野五丁目2-1	572-0667
4	(株)大輝	520-0232	大津市真野五丁目16-18	574-0835
5	(有)ブルー資源	520-0242	大津市本堅田三丁目8-30	572-0731
6	(株)大津衛生社	520-0242	大津市本堅田六丁目24-16	572-1295
7	翔陽	520-0247	大津市仰木六丁目8-9	080 -6128-2890
8	金田商事	520-0002	大津市際川二丁目15-8	527-1055
9	黒田紙業(株)	520-0056	大津市末広町4-5	522-2377
10	(有)西村商店	520-0052	大津市朝日が丘一丁目4-23	523-2133
11	西山商店	520-0817	大津市昭和町13-33	523-1408
12	(有)福山商店	520-0834	大津市御殿浜17-20	537-1734
13	エコ商会	520-0844	大津市国分一丁目19-23 マンションシズカD棟P号室	533-6318
14	大五産業(株)	520-2141	大津市大江二丁目1-8 共立ビル2-A	547-3222
15	(有)岩本商会	520-2134	大津市瀬田一丁目2-14	545-5144
16	(株)木下カンセー	520-2144	大津市大萱一丁目17-14	543-2263
17	大津紙業所	520-2152	大津市月輪一丁目9-5	545-9402

ごみ箱に捨てる前に

小さな紙もリサイクルできます



シュレッダーごみも回収できる場合があります。詳しくは、回収業者へ直接お問合せください。



食品廃棄物

食品廃棄物とは、食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程において生じたくずのことをいいます。



まずは発生抑制

- 食材、食品の計画的仕入れや調理の推進
- 「消費期限」「賞味期限」の管理の徹底
- 水切りの徹底 等

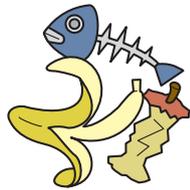


食品リサイクル法に基づくリサイクル

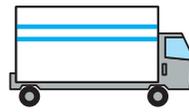


食品リサイクル法とは、農林水産省が平成12年に制定した法律で、廃棄物の発生抑制と再生利用（リサイクル）を促進するための法律です。

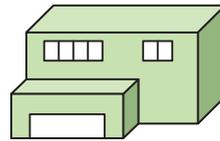
食品リサイクルの方法



食品関連事業者



収集運搬業者



再生利用事業者



肥料や飼料に



「食品関連事業者」とは？

- 食品の製造、加工、卸売または小売を行っている事業者
(例：食品メーカー、八百屋、百貨店、スーパーなど)
- 飲食店業、その他食事の提供を行う事業者
(例：食堂、レストラン、ホテル、旅館、結婚式場など)

再生利用事業者へ搬入する場合は、事前に関係機関と協議する必要があります。

また、基本的に翌年度（4月1日～）搬入にむけての協議となりますので、食品リサイクルを検討される場合は、お早めに**大津市廃棄物減量推進課**までお問合せください。

<近隣の登録再生利用事業者>

平成28年3月31日現在

事業者名	再生利用	所在地	電話番号
三重中央開発株式会社	肥料化	三重県伊賀市予野字鉢屋4853-14 他	0595-20-2160
株式会社大栄工業	肥料化	三重県伊賀市真泥字東山5024-2 他	0595-21-0988
株式会社イガ再資源化事業研究所	飼料化	三重県伊賀市西之澤字薄木谷1486-6	0595-23-7818
株式会社エム・シー・エス	肥料化	三重県伊賀市島ヶ原8801番地の8	0595-66-0082
株式会社水口テクノス	肥料化	滋賀県甲賀市水口町松尾362-28	0748-62-1959
株式会社日野ドリームファーム	肥料化、飼料化	滋賀県蒲生郡日野町西大路2658番地1	0748-53-8981
京都有機質資源株式会社	飼料化	京都府長岡京市神足落述1番地	075-953-6100
カンボリサイクルプラザ株式会社	肥料化、メタン化	京都府南丹市園部町高屋西谷1番地	0771-68-3636

※ 受け入れの可否については、直接再生利用事業者へお問合せください。

※ 食品リサイクル法の詳細は、農林水産省ホームページをご覧ください。

農林水産省 食品リサイクル法

検索

木くず

一般廃棄物処分業許可を持っている資源化等処理施設への搬入や、堆肥化等の再生利用にご協力ください。

大津市外の施設へ搬入する場合は、事前に関係機関と協議する必要があります。

また、基本的に翌年度（4月1日～）搬入にむけての協議となりますので、大津市外の施設への搬入を検討される場合は、お早めに大津市廃棄物減量推進課までお問合せください。

家電リサイクル品

対象

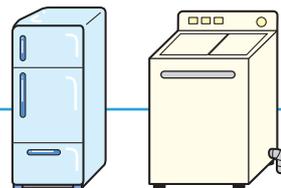
家庭用の

- ・テレビ
- ・冷蔵庫、冷凍庫
- ・洗濯機、衣類乾燥機
- ・エアコン



処理方法

- ① 購入した家電販売店、または（買い替える場合）購入する家電販売店に依頼
 - ② 排出事業者が自ら指定引取場所へ持込み
 - ③ 指定引取場所までの運搬を産業廃棄物処理業者へ依頼
- ※ すべて、リサイクル料金（②③は郵便局で支払い）が必要です。



注意事項

- ・業務用の家電は、リサイクル対象外です。産業廃棄物として処理してください。
- ・②以外は、リサイクル料金のほかに収集運搬料金が必要です。

詳しくは、一般財団法人家電製品協会
家電リサイクル券センターHPへ

家電リサイクル券センター

検索

各リサイクルに関するお問合せ先

大津市環境部廃棄物減量推進課

大津市御陵町3番1号（新館3階） 電話 077-528-2802



古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維の処理を委託する場合、売却する場合の注意点



専ら再生利用の目的となる廃棄物「古紙・くず鉄（古銅等を含む）・あきびん類・古繊維」（専ら物）を、専門業者に再生利用（リサイクル）を委託する場合は、廃棄物の処理委託となり、有価物として売却する場合とは異なりますのでご注意ください。

古紙・くず鉄（古銅等を含む）・あきびん類・古繊維	
ごみ（専ら物）	有価物
<ul style="list-style-type: none">・排出事業者が処理業者へ<u>処理料金</u>を支払う。・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく。・<u>廃棄物処理契約</u>を結ぶ。	<ul style="list-style-type: none">・処理業者が排出事業者へ<u>買取代金</u>を支払う。・<u>売買契約</u>を結ぶ。

事業用大規模建築物の所有者等の皆様へ

事業用大規模建築物の所有者等の皆様には、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例、同規則の改正に伴い、下記の事項が義務付けられました。(平成26年4月から)

事業用大規模建築物の所有者等とは？

事業の用に供される部分の延床面積の合計が、
1棟で1,000平方メートル以上の建築物の所有者または管理を請け負う者。

(1) 対象となる建築物 (事務所、小売店、飲食店、旅館・ホテル、病院 等)

- 毎年4月1日現在の状況により、判断します。
- 休廃業等により事業の用に供していない(全く使用していない)部分の面積は除きます。
※倉庫や会議室は床面積に含みます。
- 住宅・アパート等の居住用部分の床面積は除きます。
- 事業用と他の用途との共有部分(階段、廊下等)がある場合は、事業用の床面積に算入します。
- 増改築や用途変更を行った場合は、変更後の延床面積(事業の用に供する)をもとに対象事業所であるかどうかを判断します。
- 専ら産業廃棄物を排出する工場等は除きます。

(2) 対象事業所の単位

事業用大規模建築物は「棟」を単位とします。所有者が同じであっても、棟が異なれば個別に取り扱います。

ただし、同一敷地内において共通の用途に供せられ、または廃棄物の保管及び処理が一体的に行われる複数の建築物は、1棟の対象建築物として取り扱う場合があります。

① 廃棄物管理責任者の選任、選任届の提出

事業用大規模建築物の所有者等は、事業系廃棄物管理責任者を選任します。

事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する必要な措置を講じるため、所有者等が選任した事業系廃棄物管理責任者がその業務を行います。

② 事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書の提出

事業用大規模建築物の所有者等は、毎年6月末までに、年度ごとの事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書を提出しなければなりません。



詳しくは、大津市廃棄物減量推進課にお問合せ
いただくが大津市HPをご覧ください。

大津市 事業用大規模建築物

検索

一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

平成 28 年 8 月 1 日現在

許可番号	許可業者名	事務所所在地	事務所電話
4	有限会社滋賀総業	大津市羽栗一丁目11-6	077-546-0800
5	有限会社滋賀グリーン清掃	大津市あかね町13-21	077-521-0258
6	近畿環境保全株式会社	草津市青地町字六反田196番地	077-564-1502
7	三陽建材有限会社	大津市瀬田大江町13番15号	077-544-2190
8	有限会社西村商店	大津市朝日が丘一丁目4番23号	077-523-2133
9	株式会社関西水資源管理サービス	大津市坂本本町4475-6 大津市日吉台一丁目10-1	077-578-8811
10	有限会社岩本商会	大津市瀬田一丁目2番14号 大津市神領四丁目5-21	077-545-5144
12	株式会社杉本商事	彦根市南川瀬町727番地1	0749-28-9206
13	有限会社金山金属	大津市園山二丁目20番43号	077-537-1438
14	太陽清掃社 山口勝男	大津市桜野町二丁目10番7号	077-525-4338
17	有限会社日鋼	大津市別保一丁目12番11号	077-537-5123
18	有限会社福山商会	大津市御殿浜17番20号	077-537-1734
19	西山商店 西山康広	大津市昭和町13-33	077-523-1408
26	株式会社木下カンセー	大津市一里山一丁目22番24号	077-543-2663
30	びわこ清掃社 崔勝七	大津市際川二丁目8-14	077-525-2068
31	株式会社晴嵐商会	大津市関津四丁目13番1号	077-546-7020
34	有限会社伊藤商店	大津市萱野浦20番11号	077-543-7172
35	琵琶工衛株式会社	大津市石居三丁目3番20号	077-546-3838
40	みなと清掃社 伊須田政雄	大津市野郷原一丁目15-39	077-543-0278
55	黒田紙業株式会社	大津市末広町4番5号	077-522-2377
62	関西明装株式会社	大津市梅林一丁目3-10	077-525-4518
66	有限会社諸原商店	大津市坂本本町4475番51号	077-579-1175
75	安田産業株式会社	京都府久世郡久御山町佐山新開地27番地	075-604-5353
78	有限会社新英巧社	大津市際川二丁目4番20号	077-525-5523
82	株式会社皇子山メンテナンス	大津市下阪本四丁目16-3 オネスタスカB103号	077-577-2022
84	株式会社テクノス	草津市若竹町8番38号	077-565-8393
85	上田産業 上田秀明	大津市千野一丁目8番12号	077-578-1625
90	ホームケルン株式会社	宇治市伊勢田町名木三丁目1番地の57 京田辺市大住池島48番地の1	0774-44-1400
104	メイリン大津株式会社	大津市園山一丁目1番1号	077-534-0383
106	株式会社新関西テクニカ	宇治市広野町新成田100番地の177	0774-43-2380
107	株式会社アズマ	大津市伊香立向在地町24番地	077-598-8025
111	有限会社ブルー資源	大津市本堅田三丁目8番30号	077-572-0731
112	株式会社カンボ	京都市伏見区羽束師古川町233番地	075-933-6030
116	日本ウエスト株式会社	京都市伏見区横大路千両松町9番地1	075-604-1655
117	株式会社ナプラス	城陽市久世荒内160番地2	0774-54-1007
118	アプナップ株式会社	京都市伏見区横大路下三栖宮ノ後71番地2	075-612-8896
122	金田商事 金田宏治	大津市際川二丁目15番8号	077-527-1055

許可番号	許可業者名	事務所所在地	事務所電話
127	株式会社山本清掃	京都市伏見区横大路千両松町196番地の1	075-623-5555
128	有限会社岩昭商店	大津市西の庄17-8	077-523-2970
133	エコスター有限会社	宇治市平尾台二丁目12-11	0774-33-5117
134	株式会社大剛	八幡市上奈良日ノ尾1番地の7	075-983-8280
135	幸商店 山田幸治	大津市伊香立下龍華町584-3	077-598-2613
136	有限会社丸西建設	大津市和邇中322-3	077-594-1257
147	井上商店 井上龍吉	大津市衣川一丁目19番21号	077-573-0725
153	株式会社山崎砂利商店	大津市浜大津五丁目1番2、6番2	077-523-2821
154	株式会社ウォーターエージェンシー	大阪府吹田市広芝町10番28号 オーク江坂ビル7階	06-6386-9701
155	株式会社マルヨネ	大津市大石中六丁目2番20号	077-536-2254
156	大環 四方宏	大津市枝三丁目10番23号	077-546-6444
158	株式会社日映志賀	大津市木戸1178番地	077-592-1061
161	有限会社キョウリード	京都市伏見区横大路千両松町55番1	075-623-3888
162	ヒラカワ 平川晃	大津市和邇南浜182番4	077-594-1538
164	有限会社山村組	大津市荒川240番地	077-592-0441
166	株式会社三峰環境サービス	湖南省三雲36番地2	0748-72-7717
170	中壺株式会社	大津市皇子が丘一丁目19番24号	077-527-3460
171	有限会社キンキカンセー	大津市大萱一丁目17-20 松田ビル4F	077-543-2663
172	テックス・カンボ株式会社	京都市伏見区羽束師古川町243番地	075-933-1111
174	株式会社大輝	大津市真野五丁目16番18号	077-574-0835
178	株式会社日吉	近江八幡市北之庄町908番地	0748-32-5111
179	株式会社高陽建設	大津市晴嵐一丁目15-5	077-531-0171
183	有限会社橋本建材	大津市中央三丁目5番14号	077-524-5276
186	株式会社城南開発興業	城陽市寺田丁子口8番地1	0774-55-3980

※下記は、限定許可の業者です。
取扱い品目：実験動物の屍体及び糞・マット

81	株式会社美濃ラボ	海津市平田町今尾1195番地の1	0584-66-3657
----	----------	------------------	--------------

取扱い品目：木くず、刈草

139	株式会社タケハラ	大津市真野五丁目2番1号	077-572-0667
-----	----------	--------------	--------------

取扱い品目：名神大津区間に限る

168	西日本高速道路メンテナンス関西株式会社	茨木市西駅前町5番1号	072-627-8852
-----	---------------------	-------------	--------------

※ 最新の情報は、大津市HPをご確認ください。

許可番号に色付けしてあるのは、産業廃棄物の収集運搬業許可の取得業者です。ただし、取扱種類が限定されていますので、詳しくは各業者にお問合せください。

事業系ごみの適正処理・減量チェックシート

適正処理

- 従業員全員が、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の分別を理解している。
- 産業廃棄物と事業系一般廃棄物を分別する仕組みを整えている。
例：ごみ箱を分ける。
- 産業廃棄物、事業系一般廃棄物の収集運搬の委託は、それぞれ許可を持っている業者と契約している。
※たとえ少量であっても、家庭ごみ集積所に排出することはできません。



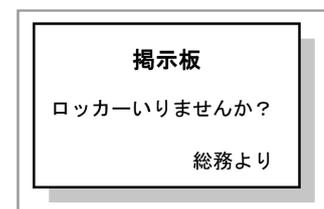
リデュース（発生抑制）

- 両面コピーやペーパーレス化を推進する。
- 在庫管理を行い、過剰な仕入れを抑制する。
- 「消費期限」「賞味期限」の管理を徹底し、廃棄をできるだけ少なくする販売管理を行う。
- 生ごみは、十分に水切りを行い、重量を減らす。
- ペーパータオル、紙コップ、紙おしぼり、割り箸等の使い捨て用品の使用を控える。
- 飲食店等では、メニューや盛り付けの工夫（小盛りメニュー等）により、食べ残しの削減を図る。



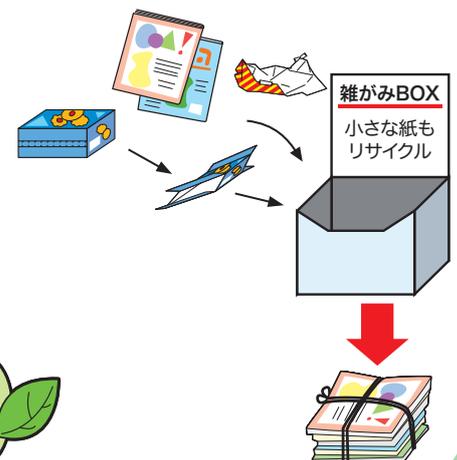
リユース（再使用）

- 不用な事務用品等は、他の部署で再使用する。
例：社内掲示板等で呼び掛ける。
(○○いりませんか？、△△を探しています。)
- コピー機やプリンターのトナーカートリッジは、メーカー回収等詰め替え可能なものを使用する。
- 不用な紙、ミスコピーは内部資料やメモ用紙として裏面を再使用する。
- 使用済み封筒を活用する。(社内往復文書等)
- 廃棄書類を綴じていたファイルは、一緒に廃棄せずに繰り返し使用する。
- 流通用梱包材や容器は使い捨てではなく、通い箱を使用する。



リサイクル（再生利用）

- 再生可能な紙類（OA用紙、新聞、ダンボール等）は資源化する。
※捨てるときに分別できるような仕組みを整える。
- 食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき、再生利用事業者へ搬入できるよう手続きを行う。
※詳しくはP 14をご覧ください。
- コピー用紙、トイレトペーパー、事務用品等は、環境に配慮した再生品を購入する。



お問合せ先

▶ 産業廃棄物に関すること

一般社団法人 滋賀県産業廃棄物協会

〒520-0051

大津市梅林町一丁目3番30号 こうぜんビル2階

電話 077-521-2550



▶ 事業系一般廃棄物、その他分別等に関すること

大津市環境部廃棄物減量推進課

〒520-8575

大津市御陵町3番1号（新館3階）

電話 077-528-2802

※平日 8時40分～17時25分（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）